

京都学園大学公的研究費の運営・管理に関する不正防止計画

京都学園大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)に基づき、京都学園大学における公的研究費の管理、運営及び監査に関する必要な事項を定めた「公的研究費運営・管理及び監査規程」を平成26年11月1日に施行した。同ガイドライン及び同規程に準拠し、以下の通り公的研究費を公正かつ適正に取り扱うために運営・管理に関する不正防止計画を策定する。

管理・運営責任体制

(最高管理責任者)

大学の公的研究費の管理・運営について最終責任と権限をもつ者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、研究・連携支援センター長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、管理・監査の実施基準を全学に周知徹底するとともに、研究者の公的研究費に対する意識向上を図るために、公的研究費の適正執行に関するコンプライアンス研修会の開催などの方策を講じなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

大学の各学部における公的研究費の運営管理について実質的な責任と権限をもつ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各学部長及び所属長をもって充てる。

(コンプライアンス推進副責任者)

コンプライアンス推進責任者の下、公的研究費の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担うコンプライアンス推進副責任者を置き、各学部所属する研究・連携支援センター運営委員及び教育開発センター委員をもって充てる。

(コンプライアンス推進事務責任者)

コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費に関する事務全般を行い、公的研究費の執行を担当するコンプライアンス推進事務責任者を置き、研究・連携支援センター室長をもって充てる。

(不正防止計画推進部署)

最高管理責任者の下に、不正防止計画の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する防止計画推進部署を置き、財務課を充てる。

不正防止計画

不正の要因	不正防止計画
① 自覚、知識の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス研修会の開催 ・誓約書の提出
② 執行管理の不行き届き	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進責任者による年3回の収支簿の確認と執行指導
③ 空出張、目的外出張	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進事務責任者による出張命令書及び復命書のチェック
④ 業者との癒着	<ul style="list-style-type: none"> ・財務課による物品の発注 ・財務課及びコンプライアンス推進事務責任者による納品検収 ・業者に不正に関与しない旨の誓約書の提出を求めている ・不正に関与した業者との取引停止を規定している
⑤ 臨時職員人件費の過払い等	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員に研究・連携支援センター等の事務室での出勤簿への押印を求めている。
⑥ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費に関する相談窓口を研究・連携支援センターとし、公開している ・公的研究費の不正使用に関する申告窓口を総務課とし、公開している